

## 作業指揮者を選任すべき作業

業 務 の 名 称	業 務 内 容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業(運行経路、作業方法)について作業の計画に基づき行う作業	安衛則151の4
車両系荷役運搬機械等修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取り外し作業	安衛則151の15
不整地運搬車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	安衛則151の48
構内運搬車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	安衛則151の62
貨物自動車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	安衛則151の70
車両系木材伐出機械作業指揮者	作業計画に基づく車両系木材伐出機械による作業	安衛則151の
車両系木材伐出機械修理作業指揮者	車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの装着、取り外し作業	安衛則151の104
林業架線作業指揮者	作業計画に基づく林業架線作業	安衛則151の
簡易林業架線作業指揮者	作業計画に基づく簡易林業架線作業	安衛則151の
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	安衛則165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	安衛則171の3
杭打(抜)機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	杭打機、杭抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	安衛則190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業(作業場所の状況、種類・能力等)について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	安衛則194の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	安衛則194の18
危険物取り扱い作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	安衛則257
化学設備等の改造・修理等作業指揮者	化学設備又はその附属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解又はその内部で行う作業	安衛則275
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業(なお、免許が必要)	安衛則319
電気発破作業指揮者	電気発破作業(なお、免許が必要)	安衛則320
液化酸素の製造設備の改造等作業指揮者	液化酸素を製造する設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備の内部で行う作業	安衛則328の4
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	安衛則350
明り掘削におけるガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管の吊り防護、受け防護等の防護の作業	安衛則362
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則389の3
貨車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積み卸しする作業	安衛則420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業(なお、作業主任者の選任を要する作業を除く。)	安衛則529
ロープ高所作業指揮者	作業計画に基づくロープ高所作業	安衛則539の6
ダイオキシン類に係る作業指揮者	廃棄物の焼却施設に係る作業	安衛則592の6
ボイラー据付け作業指揮者	ボイラーの据付けの作業	ボ則16
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等又はこれに近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	ク則30の2
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	ク則33
移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	ク則75の2
デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	ク則118
エレベーター組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	ク則153
建設用リフト組立て等作業指揮者	建設用リフトの組立て又は解体の作業	ク則191

特定化学物質の設備の修理等作業指揮者	特定化学物質の設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業	特化則22
特定化学物質の設備の修理等作業指揮者	特定化学物質の設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業で、設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのある作業	特化則22の2
酸欠関連設備の改造等作業指揮者	し尿等腐敗し、若しくは分解しやすい物質を入れてあり、若しくは入れたことのあるポンプ若しくは配管等又はこれらに附属する設備の改造修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業	酸欠則25の2